

鎌倉市役所の環境マネジメント報告書

平成 21 年度版



エコラ

発行にあたって(編集方針)

- 本報告書は、鎌倉市役所が、鎌倉市内の事業所のひとつとして事務事業に伴う環境負荷を低減するため、環境省の策定したエコアクション 21 に基づいて、環境マネジメントに取り組んだ記録です。
- 本報告書の扱う事務事業の範囲は、鎌倉市が行う全ての事務事業で、教育委員会、消防や一般廃棄物の処理事業、下水道事業を含みます。
- 平成 21 年度版は、鎌倉市役所における平成 20 年度の環境負荷の実績を把握・評価し、監査を実施、計画の見直しをするなど、環境マネジメントシステムを運用した結果を報告書としてまとめ、公表しています。

鎌倉市役所の概要(平成 21 年 4 月 1 日現在)

- 所在地(本庁舎)
鎌倉市御成町 18 番 10 号
- 市長
石渡 徳一
- 環境管理責任者(環境部長)
勝山 洋
- 職員数
1,412 人
- 施設の規模
本庁舎・4 行政センター・クリーンセンター・
保育園・学校・消防署など 117 施設
延床面積の合計 363,212 m²
- 参考
鎌倉市人口 173,746 人
(国勢調査人口を基礎とした推計人口)
平成 20 年度予算
一般会計 55,883,000 千円
特別会計 44,430,500 千円

目 次

発行にあたって(編集方針)	2
鎌倉市役所の概要	2
環境方針	3
鎌倉市役所の仕事と環境との かかわり	4
環境行動計画	
環境目標と実績	6
環境目標実現のための 取組	17
法律の遵守・緊急事態への 準備	19
推進体制	20
環境監査	21
環境情報の提供や情報交換	23
研修	23
クローズアップ事例	25

■エコアクション 21 (EA21) とは

EA21 は、幅広い事業者における環境への取組を促進するため、平成 8 年に環境省が策定しました。

EA21 は、環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築すると共に、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価し、報告するための方法を提供しています。また、環境省では、平成 16 年度から第三者である審査人による審査制度を導入し、認証・登録制度に変更されました。

鎌倉市では、市独自の参加登録制度「かまくらエコアクション 21」を設けました。市内事業者の参加登録を受付け、登録証明書を発行しています。鎌倉市役所も参加登録しています。

環境方針

鎌倉市は環境方針として、鎌倉市役所が事務事業を行うにあたり配慮すべき基本理念と、重点的に取り組むべき方針を示し、その実現を約束します。

基本理念

鎌倉市役所は、市域の事業所のひとつとして、鎌倉市環境基本条例第3条に掲げる次の基本理念に従って行動します。

- 1 環境の保全是、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行います。
- 2 環境の保全是、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取り組みによって行います。
- 3 地球環境保全是、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての事業活動及び日常生活において推進します。

基本方針

鎌倉市役所は、基本理念に従った行動を実現するために、市の事務事業活動によって生ずる環境への影響を把握し、環境負荷の低減のための目標を含む環境行動計画を策定し、組織・職員が一丸となった取り組みを行います。そして、定期的な点検・評価、見直しを行いながら、継続的に改善を図ります。特に次のことに重点的に取り組みます。

- 1 市のすべての施設において省エネルギー・省資源に努めます。
- 2 市が率先して、グリーン購入を推進します。
- 3 循環型社会形成のために、市域における廃棄物の資源化や適正処理を図り、減量に努めます。
- 4 市の公共事業の実施にあたっては、企画から事業完了の各段階に応じた環境配慮を行い、環境負荷の低減に努めます。
- 5 市の事務事業の実施にあたり、環境関連法令を遵守します。
- 6 市職員及び市の業務に従事する者に対し、環境保全意識の高揚を図ります。

平成16年2月27日

鎌倉市長 石 渡 徳 一

鎌倉市環境基本条例

平成6年(1994年)12月に制定された鎌倉市環境基本条例は、昭和47年(1972年)に制定された鎌倉市環境保全基本条例を、地球環境保全や健全な生態系の保全の視点を加えて改正したもので、現在および将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的に、3つの理念を掲げています。

鎌倉市役所の仕事と環境とのかかわり

鎌倉市役所では、事務事業に伴う環境とのかかわりを把握し、環境負荷低減のため努力します。

鎌倉市では、市役所本庁舎や行政センターにおける窓口業務、市施設の運営のほか、市民の出すごみ(一般廃棄物)の処理や、汚水(公共下水道)の処理も行っています。これらの事務事業を行うに当たりエネルギーを消費し、その結果、様々な物質を地球環境へ放出しています。それぞれの業務を行う事業所に外部から投入される物質の種類と量及び、事業所から外部に排出される物質の種類と量を下図に示します。

なお、指定管理者制度を導入した施設、民営化された施設に関してのデータは、職員の取組に反映されないため、過去のデータを含め、集計から除いています。

総エネルギー投入量

平成 20 年度
投入量
インプット

エネルギーの種類と使用量		エネルギー量(MJ) *1
購入電力		35,260,120kWh
化石燃料	灯油	108,625ℓ
	A重油	70,181ℓ
	都市ガス	464,364N m ³
	液化石油ガス	32,766 kg
	ガソリン	100,983ℓ
	軽油	111,203ℓ
小計		35,202,794.6
新エネルギー(太陽光発電)		9,709 kWh
合計		381,844,726.6
(平成 19 年度合計)		(386,880,883.3)

市役所の
主な仕事

窓口業務などの事務・施設の運営

温室効果ガス排出量 *2

平成 20 年度
排出量
アウトプット

活動の種類	排出ガス	二酸化炭素換算量(kg-CO ₂)
電気の使用(事務室等、下水・廃棄物の処理等)	CO ₂	14,985,551
燃料の使用(暖房用、ディーゼル機関等の化石燃料)	CO ₂ , N ₂ O	1,841,463
自動車の走行、カーエアコン	CH ₄ , N ₂ O HFC	13,881
一般廃棄物・廃プラスチック・下水道汚泥の焼却	CO ₂ , N ₂ O CH ₄	9,571,109
下水道処理	CH ₄ , N ₂ O	1,722,853
合計		28,134,857
(平成 19 年度合計)		(28,735,034)

■ 各データの算出方法

市役所の各部等で所管する施設や事業で消費した電力・燃料・水道や紙類等の量を基に算出し、まとめました。

■ エネルギー量 (MJ) *1

メガジュールはエネルギー量の単位。メガは10⁶倍のこと。

■ 温室効果ガス *2

大気中の温室効果ガスの濃度が増加して、太陽からの放射熱と地表からの放射熱のバランスが崩れ地球温暖化が進んでいます。二酸化炭素(CO₂)・メタン(CH₄)・一酸化二窒素(N₂O)・ハイドロフルオロカーボン(HFC)・パーフルオロカーボン(PFC)・六フッ化硫黄(SF₆)の六種類のガスをいいます。

■ PRTR法 *3

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律。人の健康や生態系に有害な恐れのある化学物質について、各事業者が環境中への排出量や廃棄量等を把握して国へ報告し、国は集計結果を公表する仕組みになっています。

一般廃棄物発生量

家庭と事業所からのごみと資源物発生量(事業所自己処理分除く)
77,553t
(79,801)

水投入量

下水流入量 25,306,304 m³
(24,890,635 m³)
水質汚濁物質(BOD 負荷量)
3,433t (3,919 t)

市民・事業者からの一般廃棄物の処理・下水処理

資源物発生量

飲食用カン・ビン	2,153t
容器包装プラスチック	2,210t
ペットボトル	500t
植木剪定材	11,018t
紙類	11,246t
布類	962t
その他	7,025t
合計	35,114t
(平成 19 年度合計)	(36,903t)

排水量

公共用水域の排水量	22,154,514 m ³ (22,052,725 m ³)
水質汚濁物質(BOD 負荷量)	84 t (83 t)

	大気への排出	公共用水域への排出	当該事業所外への移動
PRTR法対象物質*3	0t (0t)	1.52t (2.22t)	0t (0t)
ダイオキシン類	3.08mg (68.9mg)	0.6mg (2.7mg)	1351.26mg (2,400mg)
その他の物質	40.82t (37.15t)	316.6t (301.5t)	221.47t (197.55t)

※上記()内の数値は、平成 19 年度実績です。

鎌倉市役所の事務事業に伴う環境負荷を低減するため、平成 21 年度から 23 年度までの環境目標を定めます。

職員の取組の結果が明確になるように、主に職員が取り組む目標と、鎌倉市域の廃棄物量や下水道使用量に影響される目標をそれぞれに定めました。

今回の環境マネジメント報告書作成にあたり、指定管理者制度を導入した施設、民営化された施設に関するデータは、職員の取組に反映されないため、過去のデータを含め、集計から除いています。

職員が取り組む市役所における環境負荷の低減

◇ 公共施設における電気使用量の削減

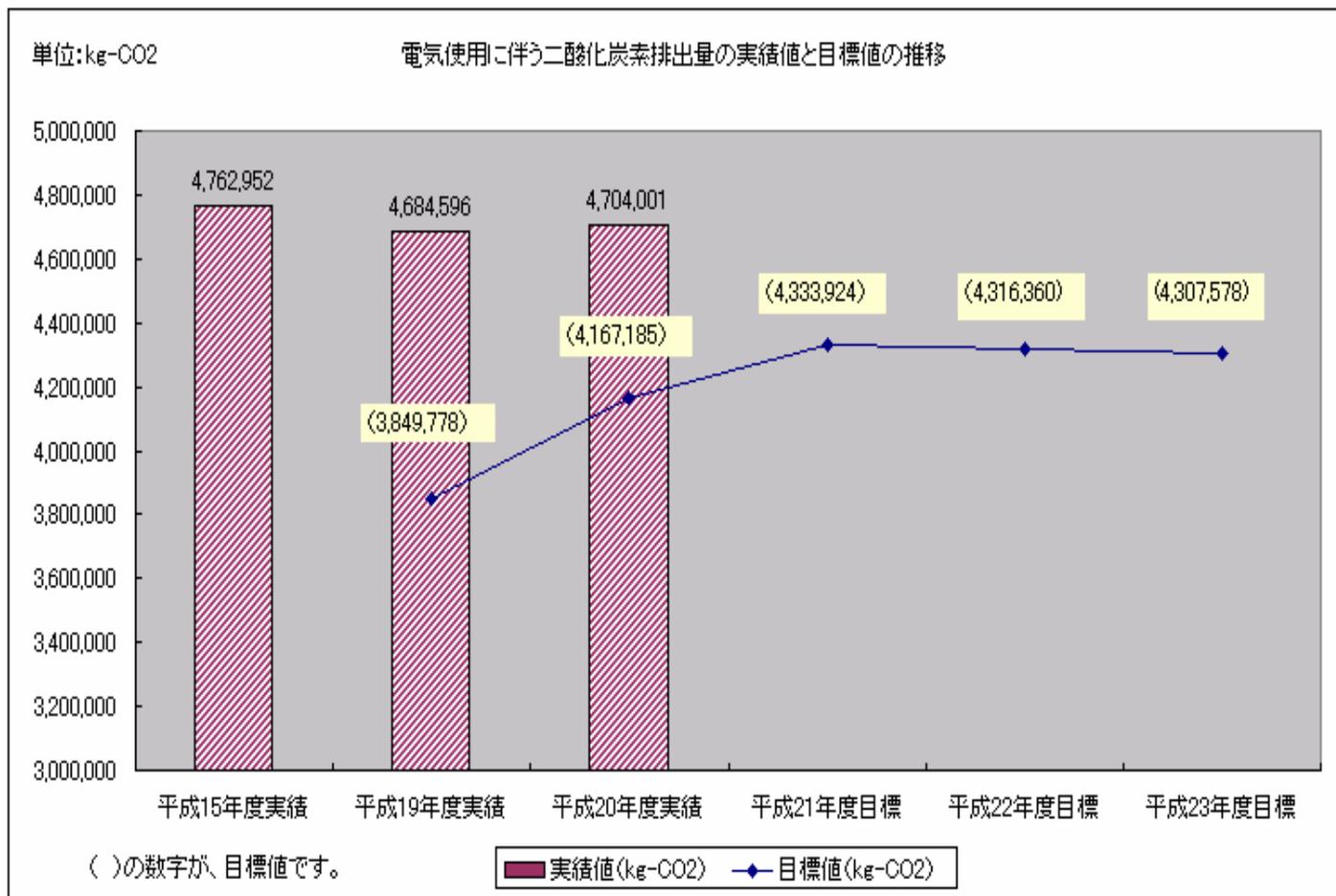
	平成 15 年度 (基準年)	19 年度 (実績値)	20 年度		目標値		
			目標値	実績値	21 年度	22 年度	23 年度
電気使用量 (kwh)	10,331,782	11,022,581	9,805,141	11,068,238	10,197,469	10,156,142	10,135,478
増減率			-5.1%	7.1%	-1.3%	-1.7%	-1.9%
二酸化炭素排出量 kg-CO ₂ *4	4,762,952	4,684,596	4,167,185	4,704,001	4,333,924	4,316,360	4,307,578

* 4 各クリーンセンター及び浄化センターの電気使用量は除いています。

平成 19 年度から CO₂ 排出原単位*5を 0.425(kg-CO₂)として計算しています。

■ CO₂ 排出原単位 *5

1kWhの電気を発電する時に排出される CO₂ の量です。使用した電力量(kWh)に CO₂ 排出原単位をかけると電気を使用したことによる二酸化炭素排出量が計算できます。



電気使用量の評価

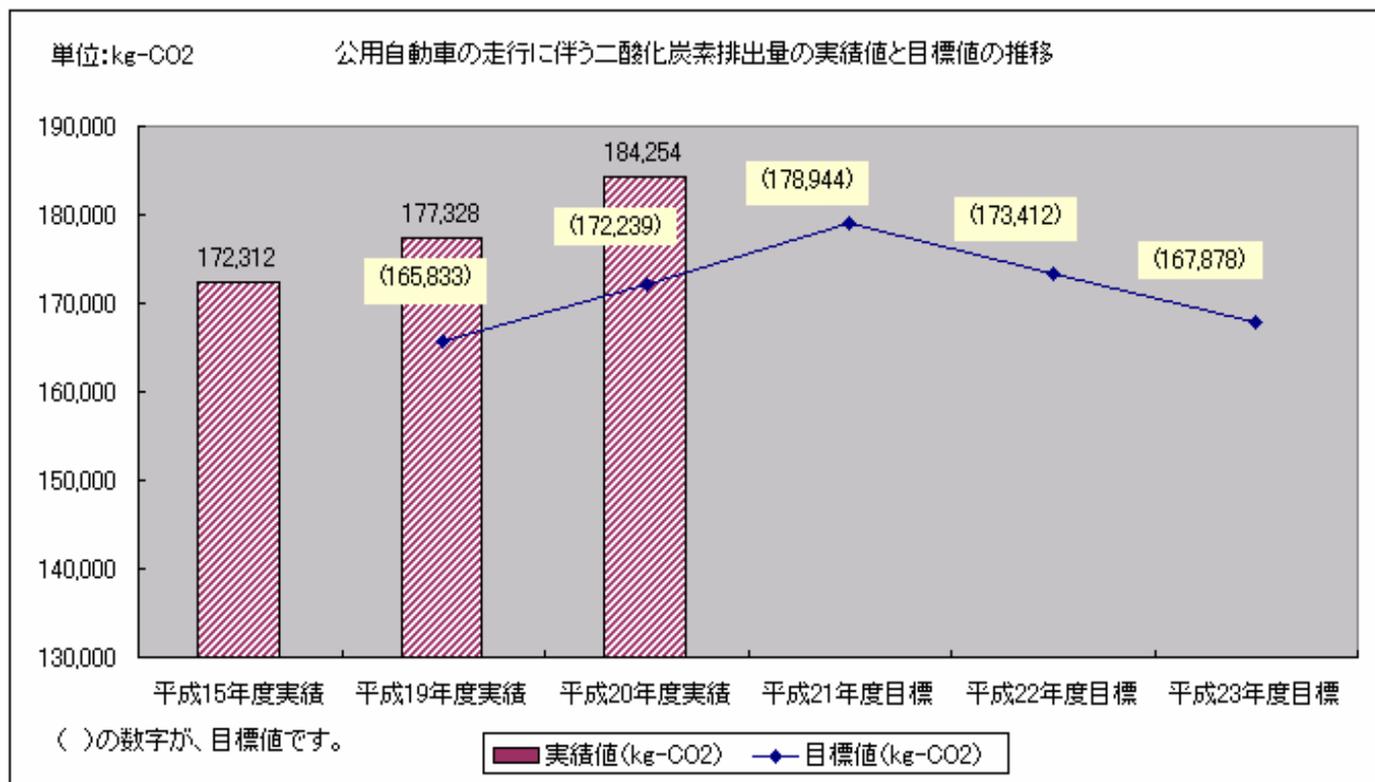
電気使用量は、目標値を達成できませんでした。平成19年度(実績値)より、+45,657kWh、平成15年度(実績値)より、+736,456kWhとなっています。二酸化炭素排出量は、平成19年度(実績値)より、+19,405kg-CO₂、平成15年度(実績値)より、-58,951kg-CO₂となっています。

平成20年度(実績値)は、4行政センター、消防本部、浄明寺出張所、大船消防署、玉縄出張所、台出張所、今泉出張所、鎌倉青少年会館、生涯学習センター、鎌倉国宝館等で、節電努力による削減効果が見られましたが、結果としては、増加となりました。増加の要因としては、だいいち子どもの家の新設、深沢保育園が新しい施設に引越したこと、道水路管理課が管理する街路灯本数の増加が挙げられます。

今後も職員一人ひとりが節電の努力を継続するとともに、設備改修時には、高効率のものを導入することで環境負荷の軽減に取り組んでいきます。

◇ 公用自動車(ゴミ収集車・消防車両を除く)の走行に伴う二酸化炭素排出量の削減

	平成 15 年度 (基準年)	19 年度 (実績値)	20 年度		目 標 値		
			目標値	実績値	21 年度	22 年度	23 年度
ガソリン車両(ℓ)	46,511	54,089	52,466	54,066	52,444	50,822	49,200
軽油車両(ℓ)	20,103	16,204	15,718	16,311	15,822	15,332	14,843
都市ガス車両(m ³)	2,883	3,217	3,120	3,110	3,017	2,923	2,830
二酸化炭素排出量 kg-CO ₂	172,312	177,328	172,239	184,254	178,944	173,412	167,878
増減率			-0.5%	6.9%	3.8%	0.6%	-2.6%



公用自動車の走行における評価

結果として、ガソリン車両、都市ガス車両それぞれ目標値を達成できませんでしたが、昨年度より削減できています。軽油車両については、平成 19 年度(実績値)より、+107ℓで目標値は達成できませんでしたが、平成 15 年度(基準年)より、-3,792ℓとなっています。

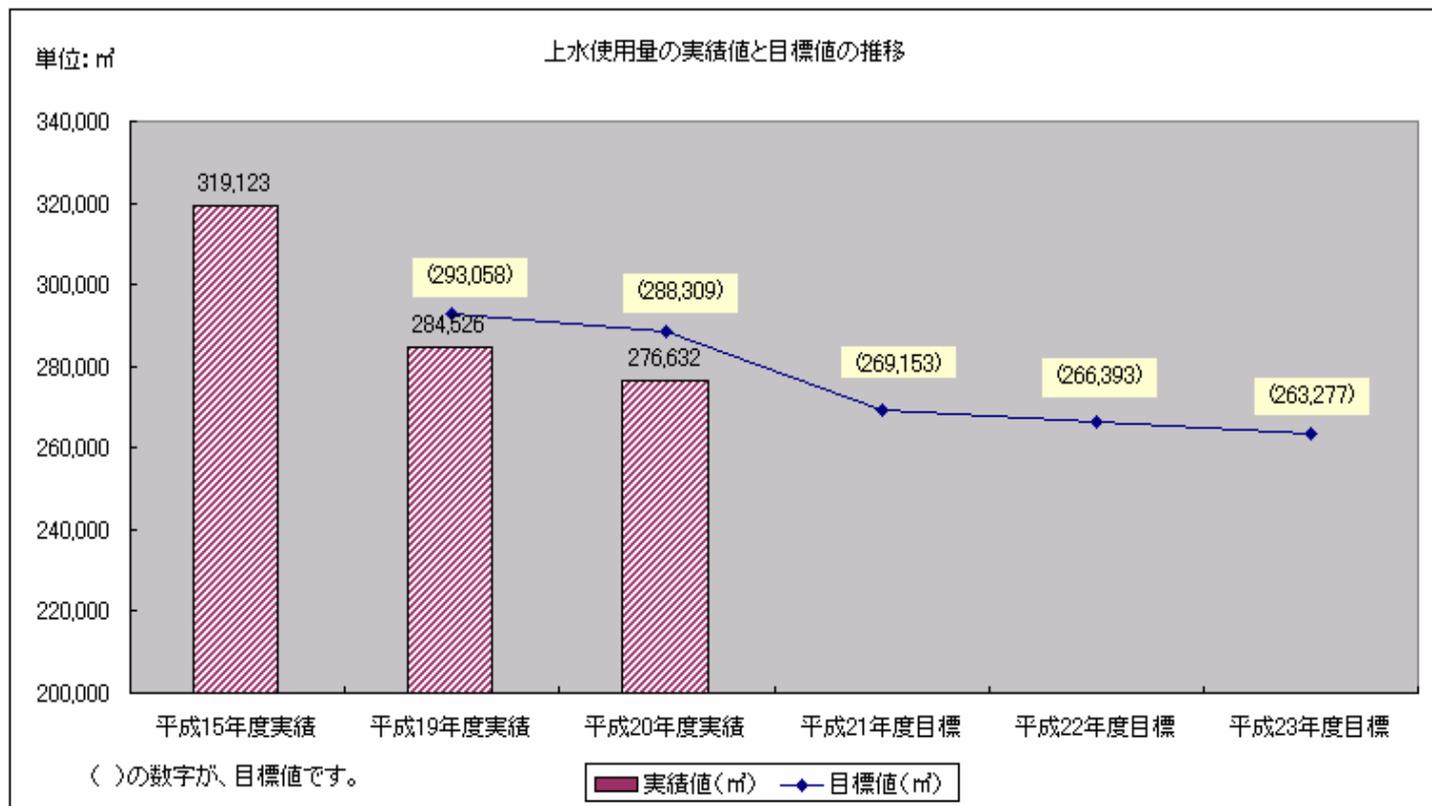
二酸化炭素排出量は、平成 15 年度(基準年)より、+11,942 kg-CO₂、平成 19 年度(実績値)より、+6,926 kg-CO₂ となっています。

今後も、水曜ノーカーデーの取組、エコドライブの実践、燃費のよい低公害車への切替等により、目標達成を目指します。

◇ 公共施設における上水使用量の削減

	平成 15 年度 (基準年)	19 年度 (実績値)	20 年度		目 標 値		
			目標値	実績値	21 年度	22 年度	23 年度
上水使用量(m ³) *6	319,123	284,526	288,309	276,632	269,153	266,393	263,277
増減率			-9.8%	-13.4%	-15.8%	-16.6%	-17.6%

*6 各クリーンセンター及び浄化センターの上水使用量は除いています。



上水使用量の評価

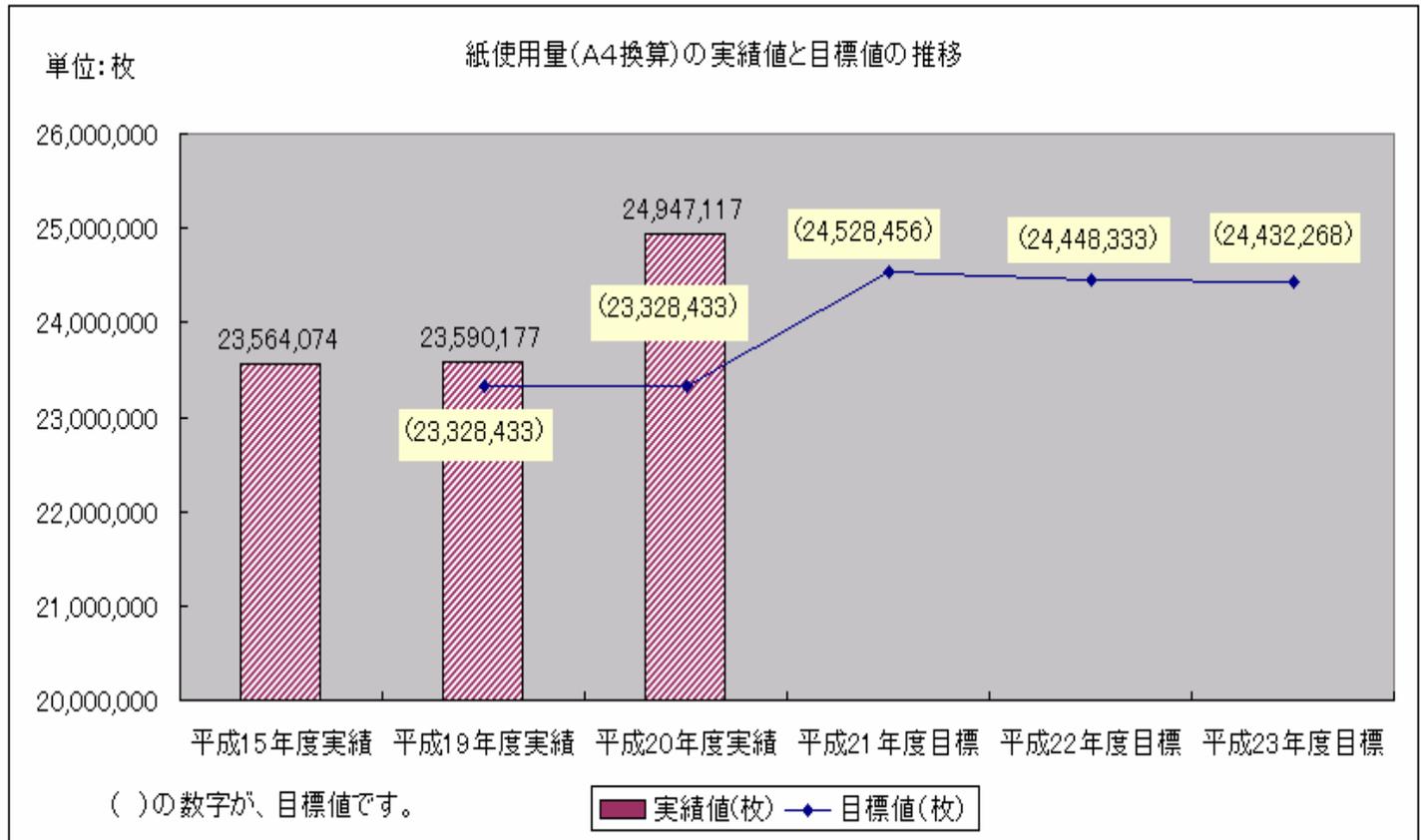
公共施設における上水使用量は、平成 19 年度(実績値)より、-7,894 m³、平成 15 年度(基準年)より、-42,491 m³となっており、目標値を達成しています。

主な理由は、平成 20 年度には、材木座保育園のトイレを自動水洗にしたことが挙げられ、その他 31 の施設等において、職員の節水努力により使用量が削減しています。今後も、本庁舎等で自動水洗トイレの導入を随時すすめるほか、職員一人ひとりのこまめな節水努力により、削減に努めます。

◇ 紙使用量の削減

	平成 15 年度 (基準年)	19 年度 (実績値)	20 年度		目 標 値		
			目標値	実績値	21 年度	22 年度	23 年度
A4換算(枚)	23,564,074	23,590,177	23,328,433	24,947,117	24,528,456	24,448,333	24,432,268
増減率			-1.1%	5.9%	4.1%	3.8%	3.7%

* 平成 19 年度までは、紙購入量の数値です。平成 20 年度から紙使用量の数値に変更しています。



紙使用量の評価

平成 20 年度は、総務部総務課により、共用コピー機にコピー枚数カウンターを取り付け、各部課等のコピー機使用状況の把握を行いました。今後、コピー機使用状況について各部課等へフィードバックし、削減への取組を推進します。

結果としては、紙使用量は増加しましたが、紙使用の用途には、行政として市民向け等に必要なものと、事務処理によるものとを、今後分ける必要があります。また、紙使用量の目標設定について見直しを行います。

◇ グリーン購入の推進

	用紙類	文具類	機器類等	OA機器	家電製品	エアコンデ ィンヨナー	温水器等
平成 19 年度適合品調達率	78%	93.3%	96.3%	99.7%	100%	100%	100%
平成 20 年度適合品調達率	81%	95.5%	94.6%	96.6%	100%	99.4%	100%

	照明	自動車等	消火器	制服等	インテリア・ 寝装寝具	作業用手 袋	その他織 維製品
平成 19 年度適合品調達率	93.2%	100%	100%	91%	60.1%	88.3%	86%
平成 20 年度適合品調達率	91.1%	100%	99.4%	97.1%	66.7%	85.1%	95.8%

	設備	役務	公共工事 (資材)	公共工事 (建設機械)	公共工事 (目的物)
平成 19 年度適合品調達率	なし	95.1%	97.7%	100%	100%
平成 20 年度適合品調達率	なし	97.9%	100%	99.7%	100%

グリーン購入の推進の評価

平成 20 年度においては、全 19 分野のうち 18 分野について調達実績がありました。また、グリーン購入対象物品 215 品目中 168 品目について調達実績がありました。グリーン購入調達方針の判断基準に適合した 100% の適合品調達率であったのは、家電製品、温水器等、自動車等、公共工事(資材、目的物)の 5 分野でした。調達量の多い用紙類や文具類は、適合品調達率 100% を目指しています。

◇ 一般廃棄物処理事業における環境負荷の低減

一般廃棄物処理事業に伴う一般廃棄物焼却量、廃プラスチック焼却量、廃棄物処理のための電気使用量の変動は、下表のとおりです。

	平成15年度 (基準年)	19年度 (実績値)	20年度		目標値		
			目標値	実績値	21年度	22年度	23年度
一般廃棄物 焼却量(t)	44,110	41,533	38,938	39,007	38,134	37,356	36,495
増減率			-11.7%	-11.6%	-13.5%	-15.3%	-17.3%
(内)廃プラスチック 焼却量(t) *7	5,522	2,434	2,327	2,398	2,268	2,212	2,132
増減率			-57.9%	-56.6%	-58.9%	-59.9%	-61.4%
廃棄物処理のため の電気使用量(kWh)	7,405,169	6,888,378	6,457,984	6,621,372	6,473,237	6,341,171	6,195,017
増減率			-12.8%	-10.6%	-12.6%	-14.4%	-16.3%

*7 廃プラスチック焼却量の実績値は、家庭系ごみ質組成調査をもとに推計しています。

◇ 一般廃棄物処理事業における二酸化炭素排出量

	平成15年度 (基準年)	19年度 (実績値)	20年度		目標値		
			目標値	実績値	21年度	22年度	23年度
二酸化炭素排出量 kg-CO ₂ *8	18,538,131	10,821,411	10,304,624	10,555,239	10,126,479	9,905,816	9,613,069
増減率			-44.4%	-43.1%	-45.4%	-46.6%	-48.1%

*8 一般廃棄物処理事業における、二酸化炭素排出量については、一般廃棄物・廃プラスチック焼却に伴う温室効果ガス、電気・重油・灯油等の使用量及びごみ収集車等の燃料消費に伴う二酸化炭素排出量を合算しています。

一般廃棄物処理事業における環境負荷の低減についての評価

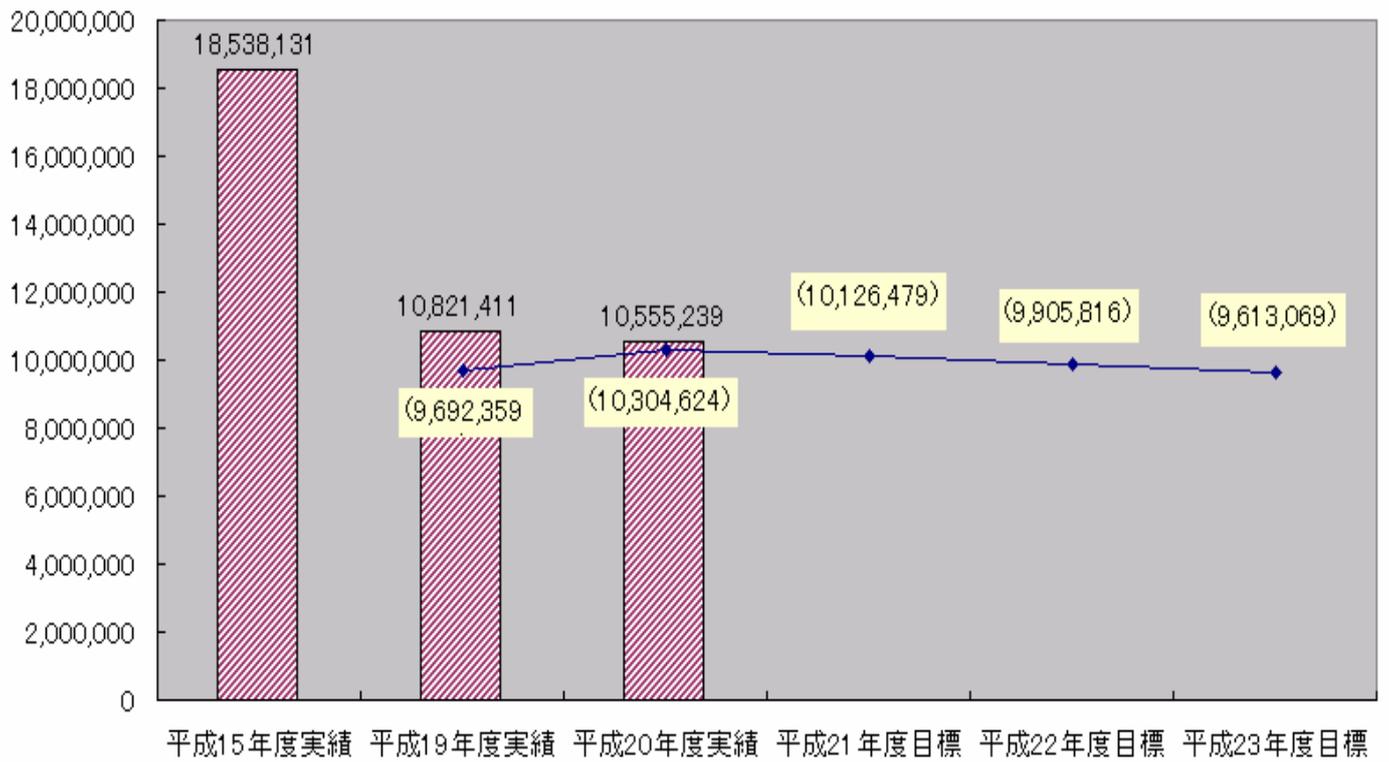
平成20年度は世界金融恐慌のあおりを受け、日本経済が不景気になり、ごみ発生量が激減するとともに焼却量も減少しました。平成19年度に比べて家庭系焼却量は、-1,853t、事業系焼却量は、-673tとなっています。

平成21年度以降の目標に対しては、3R推進マスコットキャラクターを利用した環境教育等の啓発活動を図るとともに、ピット前調査の実施等により事業者への分別指導を徹底し、さらなる3Rを推進していきます。

二酸化炭素排出量は、平成15年度(基準年)より、-7,982,892kg-CO₂、平成19年度(実績値)より、-266,172kg-CO₂となっています。

一般廃棄物処理に伴う二酸化炭素排出量の実績値と目標値の推移

単位: kg-CO₂



()の数字は、目標値です。

■ 実績値(kg-CO₂) ◆ 目標値(kg-CO₂)

◇ 公共下水道事業における環境負荷の低減

公共下水道事業に伴う、下水道汚泥焼却量及び下水道事業のための電気使用量は、下表のとおりです。

	平成 15 年度 (基準年)	19 年度 (実績値)	20 年度		目 標 値		
			目標値	実績値	21 年度	22 年度	23 年度
下水道汚泥 焼却量(t)	13,808	12,281	13,800	11,871	14,100	14,400	14,400
増減率			-0.1%	-14.0%	2.1%	4.2%	4.2%
下水道事業のため の電気使用量(kWh)	17,938,391	17,640,429	16,933,000	17,570,510	16,933,000	16,933,000	16,933,000
増減率			-5.6%	-2.1%	-5.6%	-5.6%	-5.6%

◇ 公共下水道事業における二酸化炭素排出量

	平成 15 年度 (基準年)	19 年度 (実績値)	20 年度		目 標 値		
			目標値	実績値	21 年度	22 年度	23 年度
二酸化炭素排出量 Kg-CO ₂ *	10,802,321	11,742,643	11,662,647	11,684,856	11,779,158	11,879,507	11,879,507
増減率			8.0%	8.2%	9.0%	10.0%	10.0%

* 公共下水道事業における二酸化炭素排出量については、下水道汚泥焼却量及び下水処理量に伴う温室効果ガス、電気・重油・プロパンガス・都市ガス等の使用量を二酸化炭素排出量に換算し、それらを合算して求めています。

参考 公共下水道事業における下水道流入量増加の推移

公共下水道事業における下水道流入量増加の推計値は、下表のとおりです。

	平成 15 年度 (基準年)	19 年度 (実績値)	20 年度	推 計 値		
			実績値	21 年度	22 年度	23 年度
下水道流入量 (m ³)	20,219,385	24,890,635	25,306,304	24,118,000	24,710,000	24,710,000
増減率			25.2%	19.3%	22.2%	22.2%

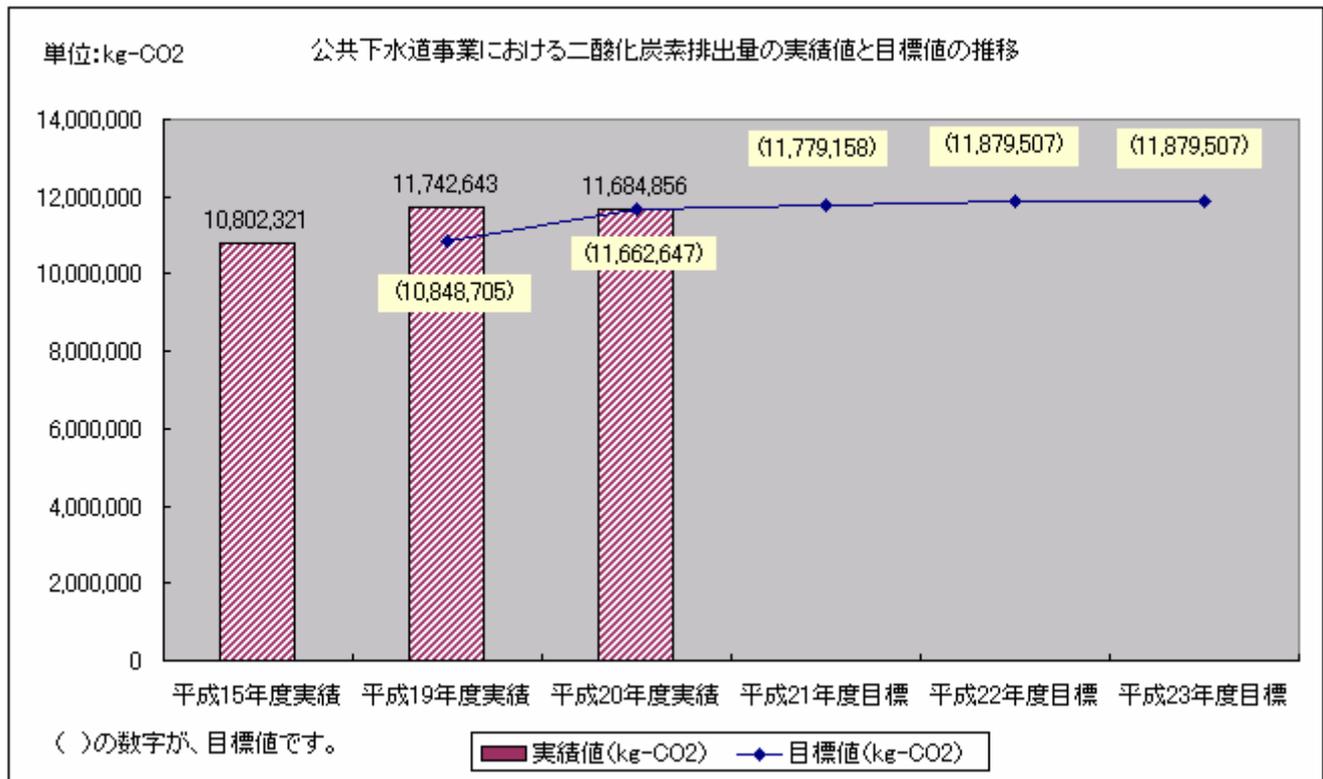
◇ 下水道流入量あたりの二酸化炭素排出量

	平成 15 年度 (基準年)	19 年度 (実績値)	20 年度	目 標 値		
			実績値	21 年度	22 年度	23 年度
下水道流入量あ たりの二酸化炭素 排出量 kg-CO ₂ /m ³	0.39	0.47	0.45	0.49	0.48	0.48
増減率			15.4%	25.0%	23.1%	23.1%

公共下水道事業における環境負荷の低減についての評価

下水道事業のための電気使用量については、平成 15 年度(基準年)より、-367,881kWhとなっており、平成 19 年度(実績値)より、-69,919kWhとなっております。削減の理由は、七里ガ浜浄化センターで、平成 17 年度から3年をかけ、汚泥脱水機・余剰汚泥濃縮機等を最新機種に更新したことによる効果です。

二酸化炭素排出量は、平成 15 年度(基準年)より+882,535kg-CO₂、平成 19 年度(実績値)より-57,787kg-CO₂ となっております。



◇ ダイオキシン類の濃度*10

(単位:ng-TEQ/m³N)

部名	施設名	ダイオキシン濃度	排出基準
環境部	名越クリーンセンター	1号炉	0.0000027
		2号炉	0.0098
	今泉クリーンセンター	2号炉	0.0054
都市整備部	浄化センター(山崎)	-	0.013

*10 一般廃棄物及び下水道焼却に伴いダイオキシン類が生じます。

それぞれの施設で、ダイオキシン対策特別措置法に定められた基準を満たしています。

(排出基準5ng-TEQ/m³N以下)

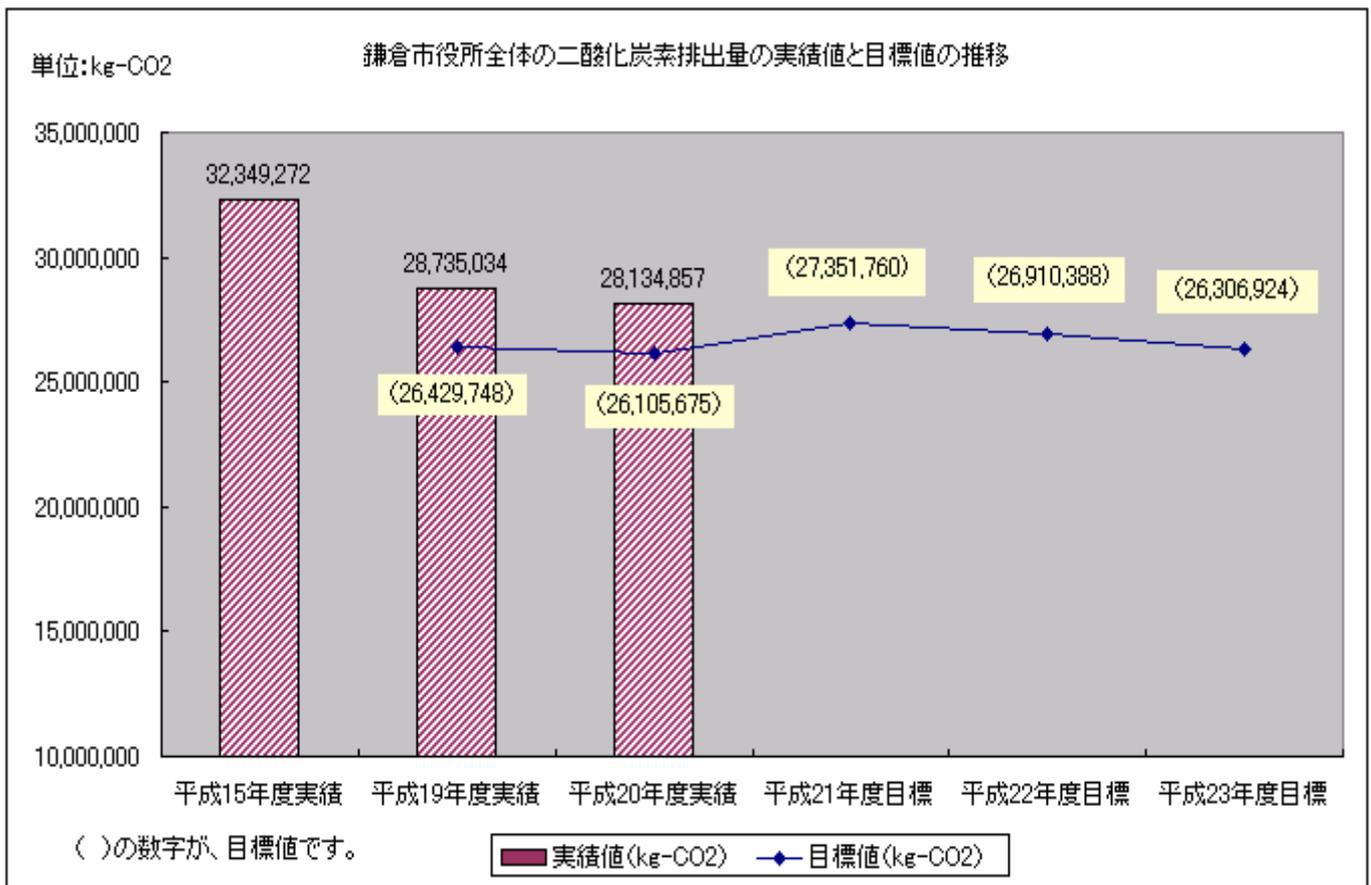
m³N: 排出ガス等の体積を表す便宜的単位。温度0°C、1気圧に換算した気体の立法メートル単位の体積。

ng(ナノグラム): 重量を表す単位で10億分の1gを指します。

市役所の業務全体から生じる温室効果ガス排出量の削減

平成 20 年度の二酸化炭素排出量は、平成 19 年度(実績値)より、-600,177kg-CO₂、平成 15 年度(基準年)より、-4,214,415kg-CO₂となりました。その主な理由として、平成 20 年度は、公共施設における電気使用量が平成 15 年度(基準年)・平成 19 年度(実績値)よりも増加しましたが、廃棄物処理のための電気使用量と下水道事業のための電気使用量が平成 15 年度(基準年)・平成 19 年度(実績値)よりも削減したことによります。

市役所全体	平成 15 年度 (基準年)	19 年度 (実績値)	20 年度		目 標 値		
			目標値	実績値	21 年度	22 年度	23 年度
二酸化炭素排出量 kg-CO ₂	32,349,272	28,735,034	26,105,675	28,134,857	27,351,760	26,910,388	26,306,924
増減率			-19.3%	-13.0%	-15.4%	-16.8%	-18.7%



環境目標を実現するために鎌倉市役所で職員が重点的に取り組む項目を選び、それぞれの取組率の目標を定めます。

実績の把握は、各部門に、「8割以上実行していた」は3点、「5割以上8割未満実行していた」は2点、「3割以上5割未満実行していた」は1点、「実行は3割未満であった」は0点として採点しました。取組率は、満点に対する採点の合計を算出したもので、「非該当」の場合は満点に加算してありません。

温室効果ガス排出量の削減に向けて

	19年度 (実績値)	20年度取組率		取組率目標		
		目標	実績	20年度	21年度	22年度
昼休みの消灯	98%	100%	95%	100%	100%	100%
昼休みや席を離れるときのOA機器の電源切断	90%	100%	88%	100%	100%	100%
定時退庁の徹底 *	100%	100%	95%	100%	100%	100%
不要な電気機器の使用抑制	98%	100%	95%	100%	100%	100%
自動車使用の利用抑制	90%	98%	93%	100%	100%	100%
水曜ノーカーデーの徹底	76%	87%	79%	100%	100%	100%
アイドリングストップ等環境を配慮した運転	92%	98%	91%	100%	100%	100%

* 定時退庁の徹底は、超過勤務がない場合、速やかに帰宅するとの意味です。

「昼休みの消灯」、「昼休みや席を離れるときのOA機器の電源切断」、「提示退庁の徹底、不要な電気機器の使用抑制について」、前年と比較し下降しています。全て高い取組率であり、取組は定着していますが、再度徹底し取組率の向上に努めます。

また、自動車使用の利用抑制、水曜ノーカーデーの徹底について目標には達しませんでした、それぞれ3%ずつ上昇しています。今後も目標達成に向け努力します。

上水使用量の削減に向けて

	19年度 (実績値)	20年度取組率		取組率目標		
		目標	実績	21年度	22年度	23年度
節水コマの設置や元栓の調整	81%	100%	81%	100%	100%	100%

該当する部門で昨年同様 81%の取組率でした。目標に向け各公共施設管理者が積極的に節水コマの設置や元栓の調整を行うよう取組率の向上に努めます。

紙使用量の削減に向けて

	19年度 (実績値)	20年度取組率		取組率目標		
		目標	実績	21年度	22年度	23年度
会議資料等の簡素化	94%	100%	90%	100%	100%	100%
印刷物の適正数量の作成	100%	100%	95%	100%	100%	100%
両面印刷・両面コピーの徹底	94%	100%	93%	100%	100%	100%
電子メディア等の利用によるペーパーレス化	84%	95%	84%	95%	97%	100%

平成19年度(実績値)に比べ「会議資料等の簡素化」、「印刷物の適正数量の作成」、「両面印刷・両面コピーの徹底」において、数値が下降しました。90%以上の高い取組率ではありますが、市民周知等必要不可欠な印刷物はあるものの継続した紙使用量の削減に努めます。「電子メディア等の利用によるペーパーレス化」は昨年同様に84%の取組率となっています。ペーパーレス化できないか見直しを行うことで、取組率向上に努めます。

一般廃棄物焼却量等の削減に向けて

	19年度 (実績値)	20年度取組率		取組率目標		
		目標	実績	21年度	22年度	23年度
市役所でのごみの分別の徹底	100%	100%	100%	100%	100%	100%
再使用又はリサイクルしやすい製品の優先的な購入・使用	95%	100%	98%	100%	100%	100%
詰め替え可能な製品の利用や備品の修理による延命化	94%	100%	100%	100%	100%	100%
包装・梱包(段ボール等)の削減、再使用	94%	100%	100%	100%	100%	100%

全ての項目において、取組率が向上しました。「再使用又はリサイクルしやすい製品の優先的な購入・使用」については、目標に達しませんでした。継続したグリーン購入の積極的な取組の推進により、取組率の向上に努めます。

グリーン購入徹底のために

	19年度 (実績値)	20年度取組率		取組率目標		
		目標	実績	21年度	22年度	23年度
調達方針の特定調達品目以外でも、環境ラベル製品等を購入	100%	100%	93%	100%	100%	100%
印刷物へのRマークの明記	68%	100%	66%	100%	100%	100%
物品納入業者や公共工事請負業者等へのグリーン購入基本方針・調達方針の周知	96%	100%	92%	100%	100%	100%

「平成21年度鎌倉市グリーン購入調達方針」では、紙類・文具類など224品目で分野ごとに掲げている調達目標の達成に向け、鎌倉市として先頭に立ってグリーン購入を行い、環境負荷の低減及び循環型社会の形成を推進します。

「印刷物へのRマークの明記」について、平成20年1月に判明した古紙配合率の問題の影響により、取組率が低くなっています。エコアクション事務局から迅速で正確な情報発信、周知を行い、取組率の向上に努めます。

法律の遵守・緊急事態への準備

鎌倉市役所は事業所として環境関連法令を遵守し、環境上の緊急事態への準備体制を整備しています。

事業所の施設等により、次の各法令が対象になります。いずれも、法令に定められた調査分析を実施しており、規制基準を満足していました。また、平成 20 年度に環境上の緊急事態はありませんでした。

主な環境法令

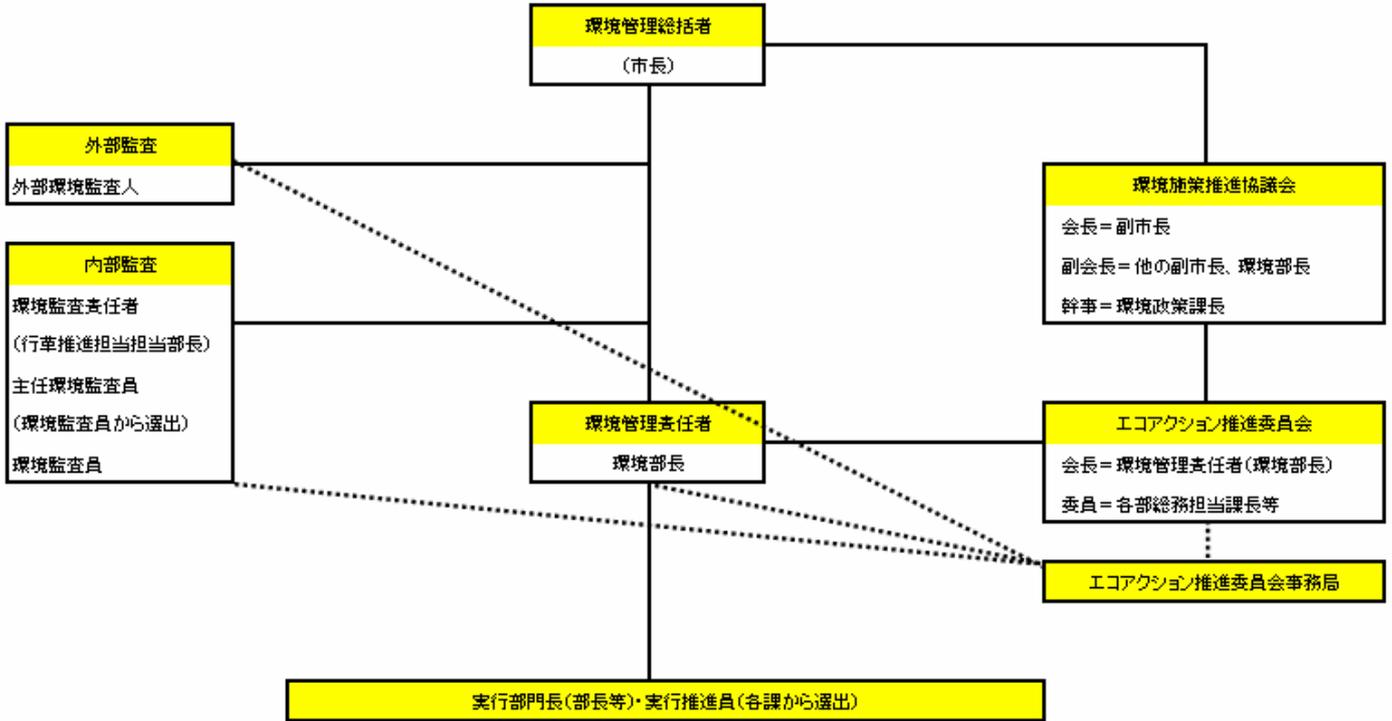
- 大気汚染防止法
一定規模以上のボイラー、廃棄物焼却炉などによるばい煙・粉じんなどを規制
- 自動車NO_x・PM法
トラックやディーゼル乗用車からの窒素酸化物と粒子状物質の排出などを規制
- 水質汚濁防止法
各浄化センターなどからの排水の水質を規制
- 騒音規制法・振動規制法
一定規模以上の圧縮機・送風機などによる騒音・振動を規制
- ダイオキシン類対策特別措置法
各クリーンセンターのごみ燃焼による大気へのダイオキシン類の排出を規制
- PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
PCB使用電気機器の適正保管
- 神奈川県生活環境の保全等に関する条例
騒音・振動・大気汚染などを生じる可能性がある設備やディーゼル車による粒子状物質排出量などを規制
- 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律
国の基本方針等を踏まえて、平成 19 年度に鎌倉市環境教育推進計画を策定
- 地球温暖化対策の推進に関する法律
鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画策定
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
国などの公的機関が率先して再生品などの調達を推進し、環境負荷の低減や持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的としている。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）
廃棄物の定義、国民、事業者、国、地方公共団体の責務、一般廃棄物の処理、産業廃棄物の処理等について定めている。

なお、平成 20 年度については、環境関連法令の訴訟の有無については、ありません。

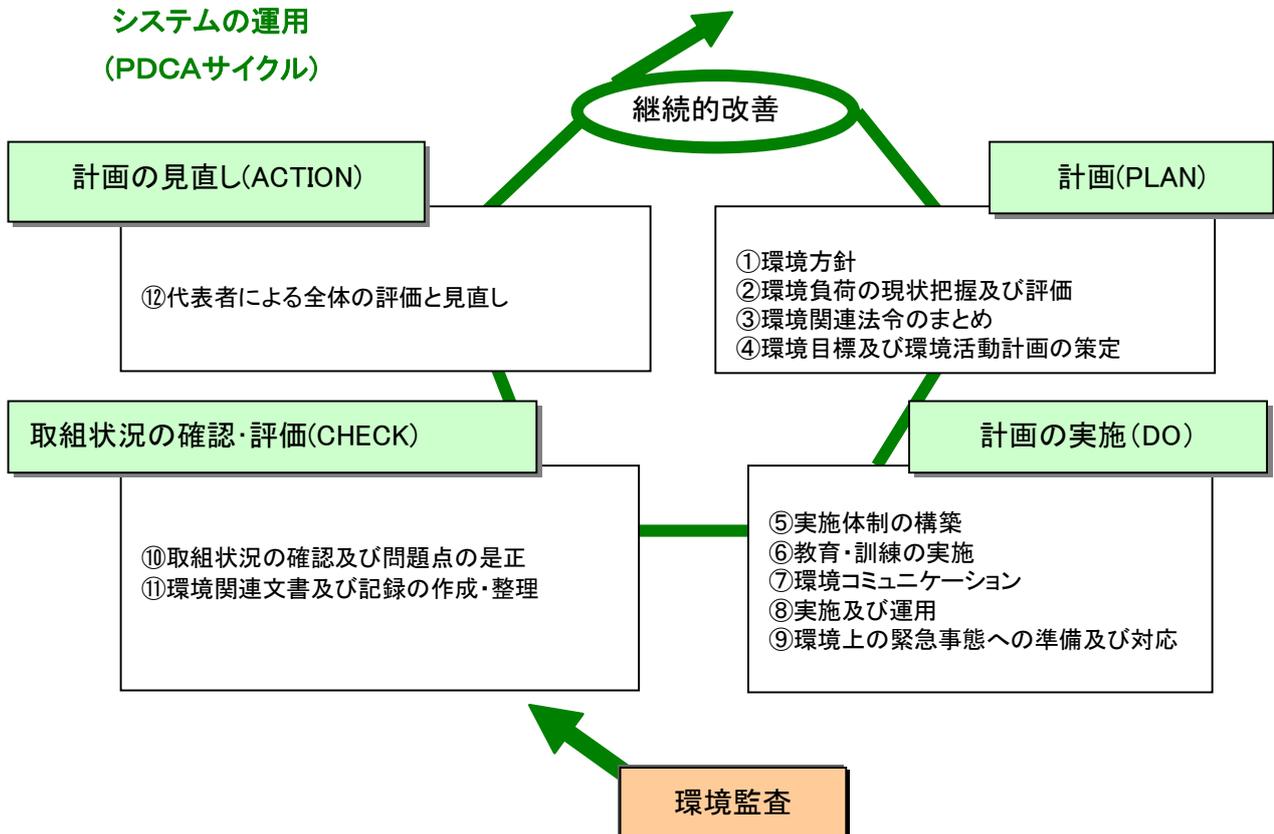
推進体制

鎌倉市役所では、事務事業に伴う環境負荷を低減する仕組みとして、エコアクション 21 を基本に環境マネジメントに取り組んでいます。さらに、実効性を高めるため内部環境監査、外部環境監査を行っています。

エコアクション21 取組組織図(平成20年度)



システムの運用 (PDCAサイクル)



環境監査

環境監査は、環境監査責任者及び職員の内から選出された6名の監査員による内部環境監査組織と市長が委嘱した外部環境監査人1名で行いました。

内部環境監査は、全ての部門(21 部門)とエコアクション事務局に対し、ヒアリング調査を実施しました。外部環境監査につきましては、環境負荷が大きいと考えられる 14 部門とエコアクション事務局に対し、実施しました。

また、施設を対象とした現場監査につきましては、山崎浄化センター、名越クリーンセンターの2施設に対し、実施しました。監査の内容は次のとおりです。

《監査実施期日》

ヒアリング監査日程

平成 21 年7月6日(月)～7月 10 日(金)

現場監査

平成 21 年7月7日(火) 山崎浄化センター

平成 21 年7月9日(木) 名越クリーンセンター

《内部環境監査の結果》

総合判定は“A:十分に要求事項を満たしている。”でした。

監査の範囲において、「観察事項」、「重大な指摘事項」及び「軽微な指摘事項」はありませんでした。

内部環境監査員から良い取組として、挙げられたものはクローズアップ事例として、P25～28 で紹介いたします。

《外部環境監査の結果》

今回、PDCA サイクル(P20 参照)の“C:チェックの⑩取組状況の確認及び問題点の是正”に、重点を置いて監査が行われ、総合判定は“適合”でした。

ただし、個別評価表において、環境目標及び環境活動計画の策定、実施体制の構築、教育・訓練の実施、取組状況の確認及び問題の是正の4項目が、“B : 適合・ただし一部要改善”であり、4点の要改善事項がありました。今後、関係部門と連携し、改善をします。

また、良い点として、次の7点が挙げられました。

1. 将来、環境に関し重要な役割を果たす小学生の見学者を積極的に受け入れ、下水処理や廃棄物の焼却の状況を通じ環境教育を行っている。(山崎浄化センター、名越クリーンセンター)
2. 小学校、中学校の教科の中に環境教育を取り入れることをエコアクション21の環境目標としてとりあげている学校が増えてきている。(教育総務部)
3. 市民、事業者の環境配慮行動を促進する「エコワット」・「省エネナビ」の貸し出し、「環境家計簿の拡大」、「エコショップ」・「エコ商店街」の認定、「太陽光発電システム設置費の補助」、「環境マネジメントシステム認証登録企業への補助」、「雨水活用施設補助」等の事業を積極的に進めている。(環境部、市民経済部)
4. 部内環境研修を計画的に実施している。(こどもみらい部、市民経済部)
5. 図書館では痛んだ本等を市民に無料配付や、環境コーナーを設けるなど、環境に良いことを積極的に進めている。(生涯学習部)
6. 実績データをグラフ化し、皆の努力の結果を直感的にわかるようにしている。(消防本部、都市整備部建築住宅課)
7. 紙の用途の統計を取り、それを分析して、紙の削減につなげている。(議会事務局)



現場監査（山崎浄化センター）

現場監査（名越クリーンセンター）

市長によるエコアクション21 全体の評価と見直し

全体の評価として、二酸化炭素の排出量については、本年度の目標値に達していませんが、平成15年度（基準年）に対して削減が進んでいることが確認できました。

今後、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」の改正により、一層省エネが求められます。職員一人ひとりが省エネルギーへの取組を継続し、市施設の設備改修時には、高効率のものを導入するなどして、環境に配慮していきます。市役所本庁舎では、非常用自家発電機の更新、受変電設備等電気室内一式更新、トイレの自動水洗への更新等の改修を行い効果を上げています。

紙使用量については、共用コピー機全てにカウンターを取り付ける等削減の努力を行いましたが、市民向けの周知、啓発に力を入れたため、増加している部分も見受けられます。適正部数の印刷等の取組を継続するとともに、市民向けの部分と事務処理の部分に切り分けて把握する方法に変更します。そして、事務処理の部分については、ファイリングシステムの見直しや、電子データの活用など一層の紙使用量の削減に努めます。

本年度の外部環境監査において、良い点として「環境教育の推進（浄化センター、名越クリーンセンター、教育総務部）」、「市民、事業者の環境配慮行動を促進する事業を積極的に進めている。（市民経済部、環境部）」、「実績データをグラフ化し、皆の努力の結果を直感的にわかるようにしている。（消防本部、都市整備部建築住宅課）」、「部内環境研修を計画的に実施している。（こどもみらい部、市民経済部）」、「紙の用途の統計を取り、それを分析して、紙の削減につなげている。（議会事務局）」等が挙げられています。これらの良い取組を継続し、より良い取組を拡大していきます。

さらに、行政として市自身の取組はもちろんのこと、地域の環境負荷低減に向けて地球温暖化対策をはじめとする施策を推進していきます。

環境情報の提供や情報交換(環境コミュニケーション)

鎌倉市役所の環境マネジメントへの取組状況を「環境マネジメント報告書」(本書)にまとめ、毎年度、公表します。今後とも、わかりやすい環境情報の提供に努めます。

ホームページによる情報の提供

鎌倉市ホームページ(グリーンネット)内の環境政策課のサイトでは本書を全文閲覧できます。環境保全課のサイトでは、市域の環境データなどの環境情報を掲載しています。また、資源循環課のサイトでは鎌倉市の資源物とごみの状況や取組などの情報を掲載しています。

今後、ホームページを重要な情報提供の手段と考え、環境情報の充実に努めます。



鎌倉市のホームページアドレス
<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp>

研 修

市の各施設では、環境保全に関する職員の資質を高めるため研修等を実施しています。このたび策定した環境行動計画を周知し、市役所全体で環境マネジメントを徹底していくために、研修内容を充実させていきます。

■ 環境関連の有資格者

平成 21 年3月末現在、公害防止管理者、危険物取扱主任者、廃棄物処理施設技術管理者等の有資格者が、308 人います。今後も施設運営等に必要な有資格者の増強を図ると共に、職員自ら、環境に関する意識や技術向上に努めます。

■ 平成 20 年度に各部門により実施した環境保全に関する主な研修

部等名	研修等の名称	対象	参加人数	内容
経営企画部	環境学習	部内全職員	50	パンフレット「省エネガイドブック」等を各課内で供覧し、環境配慮への意識の向上に努めた。
世界遺産登録推進担当	職場研修	所属職員	11	地球の環境問題について
	部内会議	所属職員	12	身近な環境活動の周知

市民経済部	部内研修	本庁舎以外の職場	-	資源物排出状況の調査・分析
	部内研修	部内職員	49	平成 18・19・20 年度各年度 1 回実施し、3 年間で全員受講することとした研修の第 3 回目。「地球温暖化問題に関する最近の動向」と題した環境政策課職員による講義
	部内研修	本庁舎職場	-	資源物排出状況の調査・分析
こども部	環境教育	こども部職員	22	地球温暖化防止について
健康福祉部	ごみの分別収集等研修会	健康福祉部職員	20	環境政策課職員による研修会
環境部	職場研修	環境部職員	29	鎌倉市役所エコアクション 21 について
七里ガ浜浄化センター	環境の整備	職員・委託業者・工事業者	30	保健衛生講習会
生涯学習部生涯学習課	地球の環境問題について	生涯学習課職員	6	地球温暖化の原因と温室効果ガスの削減策、鎌倉市エコアクション 21
生涯学習部スポーツ課	事業系ごみの分別について	スポーツ課職員	9	事業系ごみの分別方法、本市のごみの排出量、資源化の推移
まちづくり政策部	-	まちづくり政策部職員	15	「鎌倉の環境のために私たちができること」、「庁内資源物の正しい出し方」を回覧

■ 平成 20 年度にエコアクション事務局により実施した環境保全に関する研修

研修の名称	対象	参加人数	内容
実行推進員結果報告会	実行推進員	16	鎌倉市役所の環境マネジメント報告書 平成 20 年度版(案)について報告
不要紙類分別	実行推進員	48	不要紙類分別回収業務を体験
地方公共団体向けマニュアルについて	実行推進員	47	鎌倉市役所エコアクション 21 のガイドラインを地方公共団体向けに変更することについて説明

■ 『エコアクションニュース』の発行

平成 14 年 12 月に策定した「鎌倉市役所地球温暖化対策実行計画」に関する情報提供や取組の呼びかけを行うため『ストップ温暖化ニュース』を平成 14 年度に発刊してまいりました。

また、平成 16 年 3 月 18 日には、『ストップ温暖化ニュース』を『エコアクションニュース』と改題した改定創刊号を発行し、鎌倉市役所エコアクション 21 がスタートしたことなどを周知しました。

平成 21 年度も引き続き、『エコアクションニュース』を発行し、エコアクションへの取組を促していきます。

クローズアップ事例を紹介

紙使用量の削減

都市整備部

建築住宅課では、紙使用量の抑制について、職員が一目で分かるように、月ごとに紙の使用量の統計を取り、それをグラフ化して課内職員全員に回覧しています。これにより、職員が数値目標を把握しやすくなり、紙使用量を抑制しようとする意識が高まりました。

都市調整部

都市調整課では、開発協議会の開催通知や会議資料を印刷し、60名の庁内委員に1件当たり5枚を年間70～80件配布していました。平成20年度からは、開催通知をメールで配信し、会議資料を庁内LANに掲載し、必要な書類だけ出力できるようにしています。

議会事務局

コピー機の使用にあたり、使用枚数や使用目的の項目を細分化して記録し、使用傾向の把握や、紙使用量の削減に努めています。

自動車使用の抑制

都市調整部

都市調整課では、検査のために現場に出かける際、道水路管理課等の庁内関係各課に声をかけて、公用車を乗り合いで利用しています。

消防本部

消防本部と本庁舎間の事務連絡に自転車を利用しています。

省エネルギーへの取組

教育総務部

月ごとの電気、上水道の使用量及び料金を通知し、各小中学校に対して、削減努力を促しています。

環境部

今泉クリーンセンターでは、洗車排水、雨水及び地下水をごみ焼却時の冷却水として利用しています。地下水利用の体制を整えたため、今後、さらに上水使用量の削減が見込まれます。

新エネルギーの導入

防災安全部

防災備蓄倉庫の照明や備蓄食料等の品質維持用換気装置の電源に太陽光発電を利用しています。（平成 20 年度：関谷小学校、平成 21 年度：小坂小学校）

ごみ分別の徹底

生涯学習部

実行推進員が分別の徹底を図っています。具体的には、各部屋で、ごみのチェックを行っています。プラごみ減量のため、プラごみは買ったところにもどす等の取組の徹底を図っています。

研修

市民経済部

3カ年に渡り、出先機関を含め、環境保全に対する研修を行いました(延べ 109 人)。

ごみ分別の研修後、抜き打ちでチェックを行い、研修を実のあるものとなりました。

積極的な取組

拠点整備部

環境目標に対する具体的な取組を詳細に記載し、日々の行動の実践につながるようしています。

事業者への働きかけ

まちづくり政策部

届出・申請者等に配布する手引書等に提出書類等に環境負荷の少ない製品を使用するよう呼びかける文面を掲載しています。また、委託契約の際、仕様書に環境配慮の項目を設けています。

平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。
昭和33年8月10日

鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

鎌倉市役所の環境マネジメント報告書

発行 平成 21 年 8 月 11 日
鎌倉市環境施策推進協議会(事務局:環境部環境政策課)
〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号
TEL 0467(61)3421 Fax 0467(23)8700
URL <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankyo/>
E-mail kankyo@city.kamakura.kanagawa.jp